特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき県が交付する身体障害者手帳に関して、申請書・変更届けの受理、変更事項の記載、県への進達、交付された手帳の受け渡し、返還届受理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ・身体障害者手帳交付（再交付）申請書、変更届、返還届の受理 ・受理した書類の県への進達 ・手帳情報確認 ・更生指導台帳の整備 ・転入転出等に伴う台帳移管に必要な各種情報の照会
③システムの名称	GPRIME福祉総合

2. 特定個人情報ファイル名
身体障害者手帳所持者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい療育支援課
②所属長の役職名	障がい療育支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス権限を有する職員は、顔認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度毎作成し、権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表1の11	番号法第9条第1項および別表第1の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第11条	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表2 (情報提供の根拠) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116項 (情報照会の根拠) なし	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号および別表第2の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 (情報照会の根拠) なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行わない)	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実	実施する	実施しない	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号および別表第2の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 (情報照会の根拠) なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行わない)	(削除)	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護障害支援課長 佐野 俊寿	介護障害支援課長 角田 好和	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部障がい療育支援課	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護障害支援課長	障がい療育支援課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部介護障害支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145	保健福祉部障がい療育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連	保健福祉部介護障害支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145	保健福祉部障がい療育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年7月28日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年7月28日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅳ 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項および別表第1の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第11条	番号法第9条第1項および別表2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第11条	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 9. 規則第9条第2項の適用	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	ⅳ 8. 人手を介在させる作業	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和7年3月3日	ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和8年3月1日	Ⅰ3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第60条	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	